

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、「技術のジャムコは、土魂の気概をもって」を基軸とする経営理念のもと、顧客への製品とサービスの提供を通じて、社会に貢献し、企業として永続することが経営上の最も重要な方針と位置づけています。その実践に向け株主、経営者及び従業員が効率的な連合体として機能し、ステークホルダーに利益を還元しつつ企業価値の向上を図ると共に、経営の透明性確保及び説明責任の強化に取り組むことがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識しています。

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めています。又、株主総会における取締役の選解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めています。又、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款で定めています。

取締役の選任に当たっては、現業を把握している者がより適切な意思決定と業務執行の監督ができて得るものと考えていますが、経営や航空業界に精通している社外取締役をバランスよく選任することも肝要と考えています。

コンプライアンスについては、法令、国際ルール、社内規程類等を遵守すると共に、高い倫理観を醸成する企業風土を日々の企業活動の中で育むことが重要であると認識しています。当社では、「コンプライアンス規範」を掲げ、役員員に対してコンプライアンスの重要性に対する共通認識の徹底に努めており、又、これをグループ各社に展開し、企業集団としてコンプライアンス経営の実践を通じて社会的責任の遂行を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-3】

■資本政策の基本的な方針

当社の資本コストを認識した上で毎期の利益水準に応じて投資原資としての内部留保の確保に努めると共に、株主還元策である配当とのバランスにも充分配慮し、最適な資本構成について検討の上、時期を見て具体的な財務目標値等を開示します。(原則5-2参照)
なお、株主還元方針としては、持続的な成長や事業リスクへの備えに必要な財務の健全性とのバランスにも配慮の上、当面の間の連結配当性向を20%~30%を目安に配当を決定するものとしています。

【原則3-1】

■情報開示の充実

(5)取締役の選任理由

社外候補者については、当社第75回定時株主総会招集ご通知に記載のとおりです。次期からは社内の候補者の選任・指名についても定時株主総会招集ご通知に記載します。

第75回定時株主総会招集ご通知は、下記リンクをご覧ください。

http://www.jamco.co.jp/ir/general_meeting.html

【補充原則3-2-1】

■外部会計監査人の評価

(1)外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準については、今後監査役会にて協議・決定します。

(2)外部会計監査人との意見交換や外部会計監査人からの監査実施状況報告を通じて、独立性と専門性を有しているか否かについて確認を行っています。

【原則4-2】

■取締役会の役割・責務(2)経営陣の報酬

経営陣の報酬は、定額報酬と単年度業績連動報酬を基本とし、また、退職慰労金制度を導入しております。今後は退職慰労金制度継続の妥当性の検証も含めて、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させる報酬体系の策定を検討します。

【補充原則4-2-1】

■業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定

経営陣の報酬は、定額報酬と単年度業績連動報酬を基本とし、また、退職慰労金制度を導入しております。今後は退職慰労金制度継続の妥当性の検証も含めて、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させる報酬体系の策定を検討します。

【原則4-8】

■独立社外取締役の複数選任

当社は独立社外取締役を1名選任しております。選任している独立社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、客観的な立場で積極的に当社の業務執行を監督しています。今後はさらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、独立社外取締役の複数選任について検討します。

【補充原則4-8-1】

■独立社外役員同士の情報交換

独立社外取締役は現時点で1名にとどまりますが、複数の独立社外取締役の採用の検討と共に、本原則を十分に考慮し、独立社外者のみを構成員とする会合などについても検討します。

【補充原則4-8-2】

■独立社外取締役と経営陣・監査役の連携に係る体制整備

独立社外取締役は現時点で1名にとどまりますが、複数の独立社外取締役の採用の検討と共に、本原則を十分に考慮し、経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携体制について検討します。

【補充原則4-11-3】

■取締役会の実効性評価

取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要の開示については今後検討します。

【原則5-2】

■経営計画や経営戦略の策定・公表

当社は、中期経営計画(3か年のローリングプラン)の概要を期初における決算説明会資料にて開示しており、中期経営ビジョンと共に経営環境を踏まえた経営方針及びその具体的な施策などを公表しています。

当社の事業は航空業界に100%特化していますが、現在、航空需要は世界経済の成長と共に中長期的に拡大基調にあることから、当社が身を置く市場も成長分野といえます。

こうした経営環境にあつて当社は現在成長過程にあるため、ここ数年、中期経営方針に沿って施設設備、製品開発、人材などへの投資を集中的に進めてきており、今後も当面の間、この投資方針を維持していきます。そのためには、当社の資本コストを認識した上で毎期の利益水準に応じて投資原資としての内部留保の確保に努めると共に、株主還元策である配当とのバランスにも充分配慮し、最適な資本構成について検討の上、時期を見て具体的な財務目標値等を開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

■いわゆる政策保有株式

政策保有株式に関する方針

- 1 当社は、業務上の取引先の株式のうち、当社が保有することで、より緊密な信頼関係の構築、取引の継続・拡大につながると判断したものに ついて政策保有株式として保有します。
- 2 政策保有株式については、社内規程(「職務権限規程」)に基づいて取得が決裁され、更に、その保有の目的及び合理性を、取締役会において毎年検証します。
- 3 政策保有株式に係る議決権の行使については、付議議案の内容が株主価値や当該会社のコーポレートガバナンスを毀損するものでないか個別に検討した上で、賛否を判断します。

【原則1-7】

■関連当事者間の取引

当社は、役員との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合には、取締役会の決議事項としています。

主要株主との営業上の取引については、いずれの取引も他社と同様の競争環境において行っています。

なお、契約金額が一定額を超える契約を締結する場合には、社内規程(「職務権限規程」)により取締役会の決議事項としています。

【原則3-1】

■情報開示の充実

(1)会社の経営の基本方針

当社は平成17年9月の創立50周年を機に、経営に対する普遍的かつ基本的な方針・姿勢を経営理念として制定いたしました。これは、経営基本方針や事業別方針の最上位に位置づけられるものであります。

当社は航空業界において、製造と整備をベースとした「技術立社」として、誠実・公正、責任感と義務感をあらわす「士魂」の精神の下に、全役職員が等しく以下の経営理念を強く意識し、その実現に向けて努力してまいります。

【経営理念】

技術のジャムコは、士魂の気概をもって

- 一、夢の実現にむけて挑戦しつづけます。
- 一、お客様の喜びと社員の幸せを求めていきます。
- 一、自然との共生をはかり、豊かな社会づくりに貢献します。

【経営基本方針】

- 飛行安全の確保と品質の向上を図る。
 - 航空業界を基軸に、技術力を生かした付加価値の高い製品及びサービスを供給する。
 - 株主への還元、社員の幸せを目指し、社業を通じて社会に貢献する。
 - 変化に柔軟に対応した企業構造及び事業内容を追求し、顧客満足度と企業価値の向上を図る。
- 又、連結子会社につきましては、各事業の顧客、市場及び所在地の優位性を考慮のうえ、子会社単独の利益追求にとらわれず、各事業の最適化と企業集団としての企業価値増大を志向した運営を行っています。

中期経営計画については当社のホームページに掲載しています。

<http://www.jamco.co.jp/news/wp-content/uploads/2015/05/64c05b48d52a40c66bb63de1749f4d3a.pdf>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告書1「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載しています。

(3)報酬の決定方針と手続き

【執行役員(経営陣幹部)の報酬】

当社では取締役会による経営の監督と執行機能の役割分担を明確にし、業務執行上の意思決定の迅速化及び生産性の向上を図ることを目的として執行役員制度を導入しています。執行役員の個別報酬(賞与を含む)は、取締役会で定めた規定に従い、役位及び業績への貢献度を反映して決定しています。

【取締役の報酬】

取締役の報酬(賞与を含む)は、株主総会にて決議された総額の範囲内で、取締役会で定めた規定に従い支給しています。各取締役の個別報酬は役位及び業績への貢献度を反映して決定しています。報酬総額が株主総会にて決議された報酬枠を超える場合には、株主総会の決議を経て支給します。

(4)取締役会に対する取締役及び執行役員の候補者の提案は、下記の基準を総合的に考慮して、代表取締役社長が行っています。また、取締役会に対する監査役候補者の提案も、下記の基準を総合的に考慮して、監査役会の同意を得た上で、代表取締役社長が行います。取締役会では、代表取締役社長からの提案に対し、社外取締役、社外監査役も交えて慎重に審議しています。

【提案基準】

- 1 適切な経営の実現に関与するために必要な、豊富な知識・経験を有していること。
 - 2 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
 - 3 遵法精神に富んでいること。
 - 4 心身ともに健康であること。
- (5)社外候補者については、当社第75回定時株主総会招集ご通知記載のとおりです。次期からは社内の候補者の選任・指名についても定時株主総会招集ご通知に記載します。

【補充原則4-1-1】

当社は、会社法に規定された事項及び経営管理上重要な事項について、社内規程(「取締役会規程」)により取締役会の決議事項と定めています。これに該当しない事項については、取締役会で承認された社内規程(「職務権限規程」等)において責任権限を明確に定め、その意思決定権限を執行機関に委譲しています。

【原則4-8】**■独立社外取締役の複数選任**

当社は独立社外取締役を1名選任しております。選任している独立社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、客観的な立場で積極的に当社の業務執行を監督しています。今後はさらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、独立社外取締役の複数選任について検討します。

【原則4-9】**■独立社外取締役の独立性判断基準及び資質**

当社は、独立社外取締役候補者の独立性については、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準の規定を遵守し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基準として判断しています。また、候補者の資質については、会社経営に精通した者であって且つ当社の経営に相応しい専門的な知見を有する候補者を選任しています。

【補充原則4-11-1】**■取締役のバランス、多様性及び規模に関する考え方**

当社の取締役会は、定款上取締役15名以内と規定しております。現在は取締役9名で構成しており、うち2名が社外取締役であり、そのうち1名を独立社外取締役として指名しております。取締役には、当社の業務基盤である航空機関連事業を基軸とした製造、整備、技術、販売をはじめとする各業務、又、経営企画、財務経理、総務人事をはじめとした経営管理の分野など、多様な背景を有する取締役を配し、各取締役がそれぞれの専門性、知見に基づいて経営の監督及び重要事項の意思決定ができるよう取締役会を構成しています。

【補充原則4-11-2】**■取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況**

当社は、役員が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社における役割・責務を適切に果たすために、その数は合理的な範囲にとどめることとしております。また、兼任の状況は事業報告にて開示しています。

【補充原則4-11-3】**■取締役会の実効性評価**

取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要の開示については今後検討します。

【補充原則4-14-2】**■取締役・監査役のトレーニング**

取締役、執行役員の就任に際しては、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について外部セミナー等を受講しております。社外取締役についてはその就任に際してオリエンテーションを実施しており、当社の経営戦略、事業内容、財務内容等について、社長、CFO、その他担当の役員から個別に説明しています。また在任期間を通じて必要に応じて随時説明等を行っています。

監査役は、各自所属する団体等が主催する外部セミナーや勉強会に、積極的に参加することで、必要な知識あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めています。その際に必要な費用については当社が負担しています。

【原則5-1】**■株主との建設的な対話に関する方針**

当社は、重要なステークホルダーである株主・投資家との対話を、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと考え、積極的に実施しています。

株主・投資家との対話の場として次のような機会を設けています。

1 機関投資家向け決算説明会(年2回)、工場見学会(年1回)を定例的に開催しています。

2 個人投資家向け説明会を随時不定期に開催しています。

3 機関投資家の要請等に応じて、One on One Meeting、Small Meetingに対応しています。

また、社内体制については、広報・IR担当の執行役員を置き、その指揮の下、経営企画部が当該業務を分掌しており、管掌又は担当の取締役はその業務執行状況、及び必要に応じて株主・投資家との対話において把握された意見等を取締役会に報告しています。

上記の対話の機会においては、金融商品取引法等の関連法令及び社内規程(「内部者取引の規制に関する規程」)に従い、未公表の重要事実について慎重かつ適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	8,956,500	33.34
ANAホールディングス株式会社	5,373,200	20.00
昭和飛行機工業株式会社	2,003,200	7.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	808,100	3.00
ジャムコ従業員持株会	444,600	1.65
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	417,100	1.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	285,300	1.06
ザ バンク オブ ニューヨーク 133522	255,310	0.95
第一生命株式会社	234,000	0.87
三菱商事株式会社	221,900	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況については、平成27年9月30日現在で記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、伊藤忠商事株式会社、ANAホールディングス株式会社の関連会社です。

伊藤忠商事株式会社は当社の議決権の33.39%を所有し、当社を持分法適用関連会社と位置付けています。又、同社からの出身者を含めた取締役の受け入れは、常勤1名と非常勤1名の2名となっています。

ANAホールディングス株式会社は当社の議決権の20.03%を所有し、当社を持分法適用関連会社と位置付けています。又、同社の子会社である全日本空輸株式会社からの出身者を含めた取締役の受け入れは、常勤1名と非常勤1名の2名となっています。

営業上の取引においては、当社の受注状況によって両社との取引額が大きく変動するため、取引額が常時、どちらか一方に偏ることはありません。又、当社の営業活動は両社との直接の取引を含めすべて受注によるもので、海外、国内を問わず他社との競争環境におかれており、両社との関係が当社の営業取引に有利に働いていることはありません。

以上のとおり当社は、両社から一定の独立性を保った経営判断、事業活動を行っています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
大崎 直哉	他の会社の出身者							○	○				
鈴木 伸一	他の会社の出身者								△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大崎 直哉		大崎直哉氏は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の航空宇宙部長であり、当社は同社を通じて航空会社へ製品を販売していますが、その取引額は年間2,258百万円（平成27年3月期実績）となっています。	大崎直哉氏は、伊藤忠商事株式会社の航空宇宙部長であり、航空業界での豊富な経験を活かしていただきたいことから、独立性の有無に関わらず、社外取締役として適任と考えています。
鈴木 伸一	○	鈴木伸一氏は、当社の取引先である川崎重工工業株式会社、日本飛行機株式会社との出身です。当社と川崎重工工業株式会社との取引額は、年間153百万円（平成27年3月期実績）となっています。当社と日本飛行機株式会社との取引はありません。（平成27年3月期実績）	鈴木伸一氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいことから、社外取締役として適任と考えています。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反する恐れはなく、同氏の経験等を経営の監視に活かしていただきたいため独立役員として届け出ています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

5名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人と密接なる連携を保ち、随時、会計監査人の監査方法を確認すると共に、相互の情報交換を通して、会計監査人の監査の相当性を判断しています。具体的には、期初の打合せのほか、監査結果報告・説明会への同席、又、会計監査人が実施する監査に立会い、監査の項目や内容、又、是正措置の妥当性について意見を述べています。更に、会計監査人による「監査の方法及び結果に関する説明」については、別途代表取締役ほかに対して監査報告会を実施していますが、同報告会には必ず監査役も同席の上、その内容を確認すると共に、必要に応じて意見を述べています。監査役による監査結果については、その都度監査調書とし、必要なものは代表取締役ほか担当取締役、会計監査人及び監査部にも配付し情報を共有化しています。

監査役会は、当社の内部監査部門である監査部が作成した年度監査計画の監査内容を確認し、必要があれば監査項目の追加を要請しています。又、監査部が実施した内部監査の報告書により監査状況を確認しています。監査役の監査日程に関しては、監査部と調整し、被監査部門での過大な負担を避け有効な監査が行えるようにしています。監査役による監査結果についても前述のとおり情報を共有しています。

内部統制体制における内部監査は、監査部(組織人員 平成28年3月31日現在5名)が当社及び連結子会社を対象に、独立・客観的な立場で監査を実施しています。監査部は、監査役及び会計監査人と連携し、内部監査を実施すると共に、内部監査を統括し、内部統制の評価を行います。

内部監査には、年度計画に基づく定例監査と随時実施する臨時監査があり、監査結果は担当取締役に報告され、内部監査報告書は監査役にも提出されます。また専門性の高い企業倫理・法令、情報管理、情報システム、会計・財務、品質保証、環境、人事・労務・安全衛生、安全保障輸出管理、及び特許等産業財産権管理等に関しては各業務を主管する本社機構の部門等が各主管分野に特化した内部監査を実施しています。監査結果は監査部で評価され、指摘事項については、担当取締役に報告され、内部監査評価報告書は監査役にも提出されます。また必要により会計監査人へも情報提供しています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
河村 寛治	学者										△	△			
木須 芳紹	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河村 寛治	○	河村寛治氏は、昭和46年4月に当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社入	河村寛治氏は、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社に在籍していましたが同社を

		<p>社、平成2年4月に同社法務部国際法務チーム長に就任、平成10年3月に同社を退社しました。</p> <p>なお、当社は同社を通じて航空会社へ製品を販売していますが、その取引額は年間2,258百万円(平成27年3月期実績)であり、又、このうち同社への販売手数料を除く大部分が航空会社向けの製品販売価格となっていることから、同社は当社の主要な取引先には該当しないものと判断しています。</p>	<p>退職後、既に約17年経過しており、同社の意向に影響されるような立場にはありません。又、大学教授として、企業法務並びに企業経営に関しての経験を活かし、積極的な意見・提言をいただいています。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、引き続き、同氏の経験等を経営の監視に活かしていただきたいため独立役員として届け出ています。</p>
木須 芳紹	○	—	<p>木須芳紹氏につきましては、事業会社の常勤監査役として、これまで培ってこられた経験及び企業法務に関する見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として適任と考えています。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反する恐れはなく、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただきたいため独立役員として届け出ています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

役員賞与制度を有しています。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

当該事業年度(平成27年3月期)に係る取締役及び監査役の報酬は、取締役11名に対し246百万円(うち社外取締役9百万円)、監査役4名に対し66百万円(うち社外監査役16百万円)です。

上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額50百万円(取締役39百万円、監査役11百万円)を含んでいます。又、支給人員には、平成26年6月26日開催の第74回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び平成27年3月31日に辞任により退任した取締役1名を含んでいます。

上記支給額のほか、平成26年6月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金の額は取締役1名に対し76百万円です。なお、当事業年度並びに当事業年度以前の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を除いています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

執行役員（経営陣幹部）の報酬

当社では取締役会による経営の監督と執行機能の役割分担を明確にし、業務執行上の意思決定の迅速化及び生産性の向上を図ることを目的として執行役員制度を導入しています。執行役員の個別報酬（賞与を含む）は、取締役会で定めた規定に従い、役位及び業績への貢献度を反映して決定しています。

取締役の報酬

取締役の報酬（賞与を含む）は、株主総会にて決議された総額の範囲内で、取締役会で定めた規定に従い支給しています。各取締役の個別報酬は役位及び業績への貢献度を反映して決定しています。報酬総額が株主総会にて決議された報酬枠を超える場合には、株主総会の決議を経て支給します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会は、原則として毎月1回、最終金曜日に定例開催しています。四半期毎に開催予定日を事前に連絡し、確認のため毎月初めに確定日を案内しています。取締役会に付議される議題については、議題決定次第（概ね1週間前）速やかに通知します。社外取締役・社外監査役へのサポートは、定例的な事項については秘書室が実施しています。又、緊急かつ重要な事項に関しては、関係する取締役・監査役又はその代理者が実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

「取締役会」は、非常勤の社外取締役2名を含めた9名で構成し、株主から委任を受け、経営責任と業務執行の監督を確実に遂行することを目的に、常勤・非常勤監査役出席のもと毎月1回定例及び適宜臨時に開催しており、経営の基本方針や意思決定、及び業務上の重要な事項の決議、並びにその報告を受けるなど、十分に機能を果たしています。

取締役の選任に当たっては、現業を把握している者がより適切な意思決定と業務執行の監督ができて得るものと考えていますが、航空業界に精通している社外取締役をバランスよく選任することも肝要と考えています。

社外取締役である大崎直哉氏は、伊藤忠商事株式会社 航空宇宙部長であり、航空業界での豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたくため、独立性の有無に関わらず、社外取締役として適任と考えています。社外取締役である鈴木伸一氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役として適任と考えています。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、同氏の経験等を経営の監督に活かしていただきたくため独立役員として届け出ています。

なお、独立社外取締役候補者の独立性については、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準の規定を遵守し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基準として判断しています。また、候補者の資質については、会社経営に精通した者であって且つ当社の経営に相応しい専門的な知見を有する候補者を選任しています。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の損害賠償責任を負う取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待した役割を果たしうる環境を整備することを目的としたものです。なお、当社は定款の定めにより、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。但し、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意で且つ重大な過失がないときに限られます。

当社では平成25年6月26日より、経営の意思決定機能と業務執行機能の区分を明確化し、迅速な意思決定及び経営基盤の強化を目的に執行役員制を導入しています。執行役員は取締役会ほかによる意思決定の下、委任された担当職務を執行します。

取締役会のほかに、業務執行上の重要な事項について迅速に意思決定することを目的に、常勤の取締役及び監査役で構成する「役員会」を設けています。「役員会」は、原則として週1回の定例及び適宜臨時で開催しており、各取締役、及び必要に応じて執行役員の出席によって経営・業務執行に係わる要件の付議や報告がなされ、必要に応じて代表取締役社長が重要事項の承認をするなど、業務執行における重要な役割を果たしています。

又、経営に大きな影響を及ぼす重要事案を役員会等に諮るに際し、当該事案を事前に検討、協議するための「経営会議」を設けています。「経営会議」は、原則として月に一回開催しており、社長及び代表取締役で構成し、必要に応じて議案に係る執行役員等が出席します。

決算については、常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び部門長で構成する「月次決算検討会」を毎月1回開催し、決算状況の分析・報告と以降の対応策について協議しています。

「監査役会」は、社外監査役2名を含む4名で構成し、毎期の監査役監査方針と監査計画を策定して、会計監査人、内部監査部門との連携を保ちながら全般的、かつ重点監査事項について監査を行い、随時必要な提言・助言並びに勧告を行っています。なお、社外監査役である河村寛治氏は、大学法学部教授として、企業法務並びに企業経営に関する経験を活かし、積極的な意見・提言をいただいています。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、同氏の経験等を経営の監視に活かしていただきたくため独立役員として届け出ています。

社外監査役である木須芳紹氏は、事業会社の常勤監査役として、これまで培ってこられた経験及び企業法務に関する見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として適任と考えています。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、同氏の経験等を経営の監視に活かしていただきたくため独立役員として届け出ています。

なお、社外監査役を選任するための基準としては、監査役会関連規程に一定の要件を定めているほか、株式会社東京証券取引所の独立性の基準も準用しています。

取締役及び監査役の報酬については、連合体の一員として、不合理に高いものであってはならないものと考えています。株主総会の決議に基づく報酬総額の範囲において、取締役の個別報酬は取締役会にて、又、監査役の個別報酬については監査役会にて決定しています。

会計監査については、太陽有限責任監査法人と会社法監査、金融商品取引法監査について年度ごとの監査契約を締結しています。業務を執行した公認会計士は次の通りです。

桐川 聡 （継続監査年数5年）
金子 勝彦 （継続監査年数2年）

監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士7人、その他3人となっています。

社内組織は、本社部門及び製販一体の組織である3つの社内カンパニーで構成しています。迅速な業務執行の判断を行うために、社内カンパニーには執行役員であるカンパニープレジデントを配置しています。本社機構については、各部門の機能ごとに担当する取締役又は執行役員を配置することによって、それぞれの組織に責任と権限を与えており又、独立した内部監査組織として監査部を置いています。このように各組織の独立性を高めることによって、迅速な業務執行と相互牽制が可能となっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しています。当社では社内の事情に精通した社内監査役に加え、独立性が高く、法務・経理等専門的知見を有する社外監査役をバランス良く選任して、監査役会と取締役会の中に「緊張感ある信頼関係」を築くことで、業務の適正を確保できるものと判断し、本制度を採用しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	会場確保等を勘案しつつ、集中日を避けるべく取り組んでいます。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(英文)をホームページに掲載しています。
その他	株主総会直後に株主懇談会を開催し、株主のみなさまと経営側役員が直接対話できる場を設けています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社、IR支援会社が企画する説明会に参加しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末の決算発表後、決算説明会を開催しています。また、アナリスト・機関投資家を訪問し、又は来社していただき説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料及び重要事実ほか会社の主なニュースを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「経営基本方針」
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得しています。環境報告書をホームページへ掲載しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備」については、以下のとおりです。

なお、以下における当社グループとは、当社及び当社の子会社から成る企業集団のことを指します。

1. 取締役・使用人の職務の執行が効率的に行われ、且つ法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

(1) 内部統制全体を統括する組織として、「CR(Compliance Risk)会議」(議長:代表取締役社長)を設置し、内部統制に関する基本方針を策定する。又、取締役又は執行役員の中からチーフ・コンプライアンス・オフィサー(以下CCOという)を指名し、当社グループのコンプライアンスの取組を横断的に統括・管理・監督する。

(2) CCOはコンプライアンス活動の概要について定期的に取締役会に報告する。

(3) コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び当社の「経営理念」等を遵守し行動する。

(4) 「コンプライアンス規範」及び「コンプライアンス規程」のもと、研修体制を構築し、当社グループの取締役及び使用人に対し教育を行い、法令・定款の遵守を徹底する。

(5) 本社部門及び製販一体組織の3つのカンパニーに、取締役会において任命された業務執行者を配置し、迅速な業務執行を行わせると共に業務執行者は明確な執行責任のもと、担当部署の業務を執行する。

(6) 当社グループの使用人等が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制としての内部通報制度を構築する。

2. 情報の管理及び文書の保存・管理体制の整備

(1) 情報システム及び情報セキュリティに関する統括責任者としてチーフ・インフォメーション・オフィサー(以下CIOという)を取締役又は執行役員の中から指名する。

(2) CIOは、情報システム及び情報セキュリティ活動において当社グループの情報システム及び情報セキュリティを統括し、概要について定期的に取締役会に報告する。

(3) 「情報管理規程」及び「文書管理規程」のもと、情報及び文書(関連資料を含む)を適切に管理し、保存・管理(廃棄を含む)を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、「文書管理規程」に盛り込み適切な管理を行うと共に、取締役及び監査役がその文書や情報を常時閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備

(1) リスクに関する統括責任者としてチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(以下CROという)を取締役又は執行役員の中から指名する。

(2) CROは、「リスクマネジメント規程」のもと、当社グループのリスク管理の体制を統括する。

(3) CROは、当社グループのリスク管理の体制整備の進捗状況をレビューし、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会に報告する。又、「リスクマネジメント規程」で対策が必要と規定される主要リスクについては、「CR会議」で十分に協議し、予測リスクを最小限に抑える対策を講じる。

(4) 内部監査部門として監査部は、定期的にリスク状況を内部監査する。

(5) 内部監査により法令違反その他の事由に基づき著しい損失の危険のある業務執行行為が発見された場合の通報体制として、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに「CR会議」及び担当部署に通報させる。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

(1) 財務報告の適正化に関する統括責任者としてチーフ・ファイナンシャル・オフィサー(以下CFOという)を取締役又は執行役員の中から指名する。

(2) CFOは、財務報告適正化委員会活動に関する事項を定期的に取締役会に報告する。

(3) CFOは、「財務報告に係わる内部統制規程」及び「財務報告に係わる内部統制規則」のもと、財務報告の信頼性を確保する内部統制の整備を行う。

(4) 内部監査部門として監査部は、内部統制の評価及び内部監査を実施し、監査結果を担当取締役へ報告し、CFOに写しを提出する。

(5) CFOは、内部監査により内部統制上の不備等が発見された場合は、担当部署に対し速やかな改善を求める。

(6) 内部統制上の不備等が改善された後、会計監査人による内部統制監査を受ける。

(7) 代表取締役社長は、「内部統制報告書」を作成し、取締役会で決議する。

5. 当社グループの業務の適正を確保する体制の整備

(1) 当社グループの企業行動指針として「経営理念」、「コンプライアンス規範」等を定め、「CR会議」の下部機関である各種委員会等を通じ、統一した制度の構築・維持に努める。

(2) 子会社ごとに当社の取締役又は執行役員から責任者を決め、事業の総括的な管理し、子会社の取締役及び使用人に適正且つ効率的な業務執行を行わせる。

(3) 子会社の経営を管理する基準を設け、経営上の重要な案件については、子会社の性質及び事案の内容に応じて、当社へ報告させるか、又は当社が事前に承認する。

(4) 主要な子会社に対しては、当社経理部から取締役又は監査役を選任し、会計の状況を定期的に監督する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人、監査役への報告その他監査役の監査が実効的に行われるための体制の整備

(1) 監査役は取締役会のほか、役員会やその他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 監査役は、監査業務の補助を行うための補助者を要請できる。

(3) 前項で補助者となった使用人の取締役からの独立性を担保するため、その職務の遂行は監査役の指示命令に従い、取締役から独立して行うものとし、又、人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役会の同意を得たうえで実施する。

(4) 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。

(5) 法令の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した当社グループの取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、その事実を直ちに監査役に報告する。当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。

(6) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との関係を緊密に保ち、定期会合、意見交換を行うことができる。

(7) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を請求したときは、当社は、当社諸規程の定めに基づき速やかに当該費用を支払う。なお、監査役は、費用の支出に当たっては、その効率性及び適正性に十分留意するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を当社「コンプライアンス規範」の一条項として、「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。」と明確に規定しています。具体的な整備状況については、以下のとおりです。

1. 人事総務部を統括部門として、当局や顧問弁護士とも連携の上、適切なアドバイスを受けながら対応しています。
2. 当社は、警視庁管轄下の公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)及びその下部組織である特殊暴力防止対策協議会(特防協)に加入し、管轄署とも密接に連絡をとる体制を構築しています。又、特防連主催の講習会等にも積極的に参加し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理に努めています。
3. 当社グループの全役職員向けに作成、配付している「コンプライアンス・ハンドブック」の中で、「反社会的勢力のアプローチ事例」、「反社会的勢力への基本的対応」、「反社会的勢力との面談の際の心得」、「特防協との連携」等の項目に分けて、反社会的勢力の遮断の重要性について詳細、平易に解説しています。又、こうした内容については、当社グループにおいて実施するコンプライアンス研修や特防連監修の教育・研修用DVD、ビデオの社内回覧により、周知徹底を図っています。
4. 当社の「災害対応規則」に基づき、緊急事態発生時に全役職員が迅速に必要な通報を行えるように緊急連絡体制を整備しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、伊藤忠商事株式会社、ANAホールディングス株式会社の関連会社です。両社の所有株式数を合わせた割合が50%を超えており、特別な買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 内部統制システム基本方針による体制整備を進め、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めていきます。
2. 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

(1) 社内組織体制

当社は、役職員が業務を遂行するに際し、金融商品取引法、その他関係諸法令、国際ルール、社内規程類等を遵守すると共に、高い倫理観と社会的良識を持って行動することを「コンプライアンス規範」において定めています。

「情報管理規程」において、情報の完全性の確認、機密性の保持、速やかな伝達を実行するために必要なルールを定め、ステークホルダーに対して、企業情報を適時適切に提供・開示するための体制構築を図っています。

「内部者取引の規制に関する規程」により、内部情報の管理及び役職員の当社株式等の取引に関する行動基準を定めてインサイダー取引の未然防止の徹底を図っています。

会社情報の適時開示に係る業務については、広報・IR担当の執行役員を置き、その指揮の下、経営企画部が当該業務を分掌しています。

経営企画部は、関連企業の管理を総括しており、子会社情報が滞りなく集約できるルールを「関連企業管理規程」に定めて適時適切な情報開示に努めています。

(2) 会社情報の適時開示手続

当社及び子会社の事業活動において生ずる、金融商品取引法及び東京証券取引所上場規則に規定された重要な発生事実又は決定事実については、これを内部者取引に係る情報として社内規程に従って厳格に管理すると共に、これら開示情報については、次の(a)～(b)項の承認手続きを経て、広報・IR担当の執行役員の責務において適時適切に開示するよう努めています。

(a) 決定事実・決算に関する情報……………取締役会決議

(b) 発生事実に関する情報……………その事実の発生を認識した時点で社長が承認

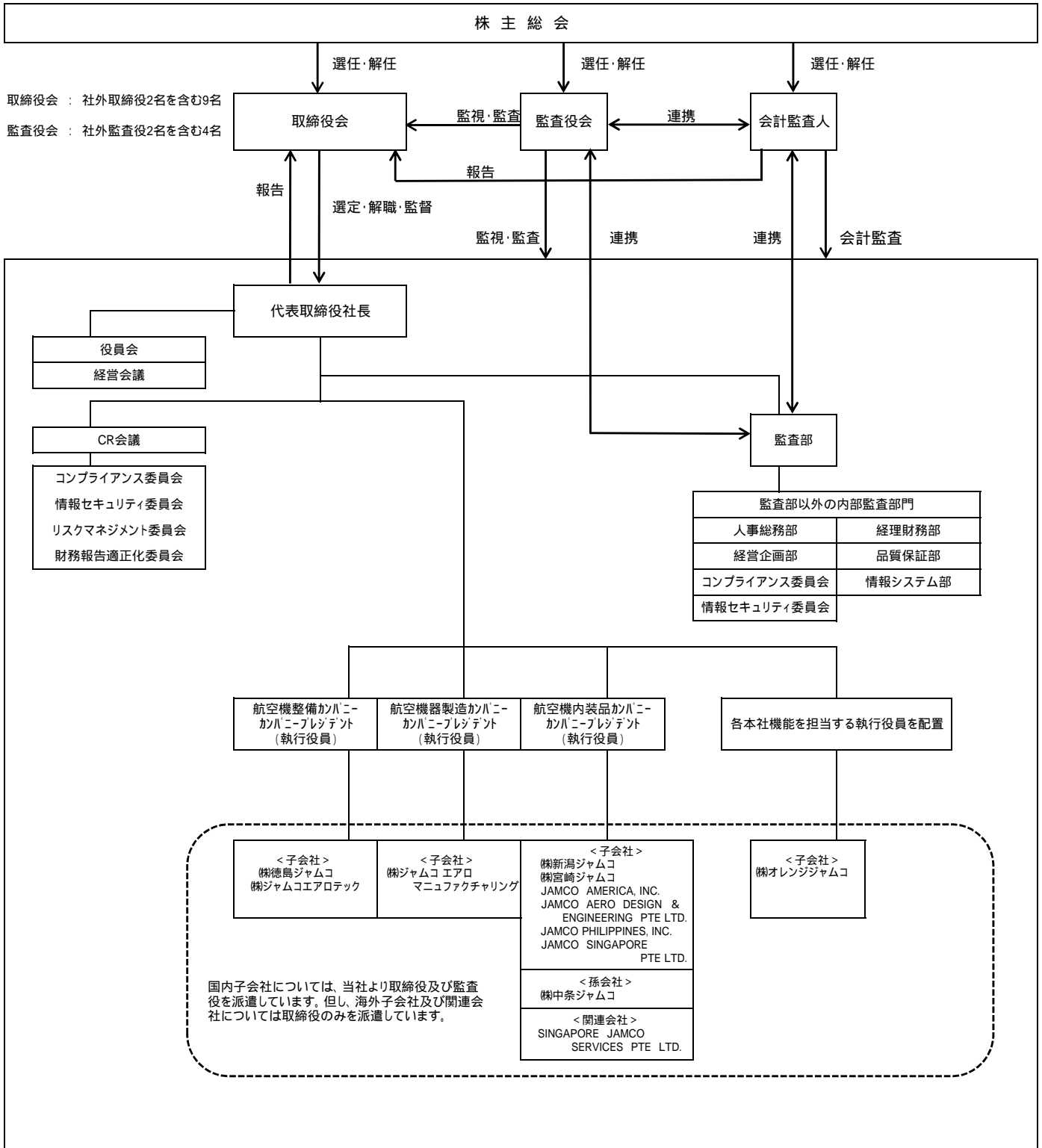
(3) 危機管理体制

前(1)、(2)項に加え、危機発生時には然るべき社内体制下で係る情報を管理することが重要であると認識しています。危機管理に関する社内規程において、当社に係る潜在リスクを特定し、それらが万一顕在化した場合における危機の種類と程度に応じ、通報体制をはじめとする情報管理や緊急対策本部の設置等の社内対応を規定しています。又、関係情報の社外への開示については、発生した危機による経営への影響を分析した上で、社長又は広報・IR担当の執行役員による報道対応を規定する一方、投資者に対する発生事実の適時開示については、前(2)項の手続きにて処理します。

尚、子会社において発生した危機についても、当社において発生した危機に準じた取り扱いをするよう規定しています。

情報開示体制の概念図については、当報告書最終頁(p.15)に参考資料として掲載しています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制



【参考】 情報開示体制の概念図

→印は、適時開示に係る重要な情報の流れを示す。

